

件名 ミネソタ州の自宅滞在命令の延長について

ポイント

4月30日（木）、ミネソタ州のウォルツ州知事は、自宅滞在命令の5月18日（月）までの延長とともに、5月4日（月）から小売業及びレンタル、修理等はカーブサイド方式および宅配による営業を再開可能と発表しました。一定の条件がありますので、詳細を下記のリンク等でご確認ください。

本文

4月30日（木）、ミネソタ州のウォルツ州知事は、自宅滞在命令を5月18日（月）まで延長するとともに、5月4日（月）から小売業及びレンタル、修理等はカーブサイド方式および宅配による営業を再開可能であると発表しました。これにより、約3万人のミネソタ州民の職務復帰、様々な小売店等の営業再開が見込まれていますが、それには一定の条件がありますので、今回の発表内容の詳細を下記リンク等でご確認ください。

- ・すべての店舗ビジネスは、営業再開に向けたプランの作成と公表が求められています。フォーマットはオンラインで入手可能です。<https://mn.gov/deed/safework/>
- ・営業再開された店で商品を購入する際は、可能な限り事前にオンラインで支払いを済ませる必要があります。
- ・従業員および顧客はマスクおよび感染を予防するものを着用しなければなりません。
- ・カーブサイド方式で商品を受け取る際には、適切な社会的距離を保つ必要があります。可能な限り顧客側は車を離れないことが求められています。
- ・宅配の場合は、商品は顧客の家の外に宅配される必要があります。

この命令に故意に違反した者は、最大1,000ドルの罰金又は最長90日の禁錮刑が科される場合があります、従業員に違反を促した雇用主等には、最大3,000ドルの罰金または最大1年未満の禁固刑が科される場合があるほか、地方検察官により、最大25,000ドルの民事罰などが追求される可能性があります。

在留邦人の皆様におかれては、良き市民として今回の命令の遵守に努め、引き続き関連情報の収集に努めて下さい。

本宣言の詳細については、以下を参照願います。

<https://mn.gov/governor/news/#/detail/appId/1/id/430501>

Emergency Executive Order 20-48

https://mn.gov/governor/assets/EO%2020-48%20Final_tcm1055-430499.pdf

当館連絡先

Tel: [\(312\) 280-0400](tel:(312)280-0400) (24 時間対応) (注)

Fax: [\(312\) 280-9568](tel:(312)280-9568)

Email: ryojil@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前 9 時 15 分から午後 5 時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後 5 時以降、翌日午前 9 時 15 分まで (事件、事故、その他緊急の用件) は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。